

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、医療を中心としたヘルスケア全般をITで支援し、それに関わる「国民の安全・安心な生活」や「社会・事業者が抱える課題解決」に寄与することで、企業価値の向上を目指しております。

その実現のために、取締役会や監査等委員会の機能充実、業務執行に対する監視や内部統制システムの充実など、より透明性・健全性の高い経営体制を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、また、株主、投資家に対する適時適切な情報開示や株主の権利を尊重する対応に努めることで、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4.議決権電子行使、招集通知の英訳】

現在、当社株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低い状況でありますので、今後当該比率の状況を勘案し、電子行使や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1-2.英語での情報開示、提供】

現在、当社株主構成における海外投資家の比率は相対的に低い状況でありますので、今後当該比率の状況を勘案し、英語での情報の開示、提供を検討してまいります。

【補充原則4-1-2.中期経営計画】、【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、随時その進捗状況を確認し目標達成に向け取り組んでおります。

現在、当社では決算説明会などで、売上目標などいくつかの数値目標の説明はしているものの、具体的な内容の開示は行っておりません。今後、開示については検討を行ってまいります。

【補充原則4-2-1.経営陣の報酬】

現在、役員報酬については、毎期ごとに決定している基本報酬と、報酬制度には該当しませんが有償ストックオプションを付与しております。今後は、持続的な成長に向け業績連動報酬等についても検討してまいります。

【補充原則4-10-1.任意の諮問委員会の設置】

当社は、指名・報酬に関する任意の諮問委員会は設置しておりませんが、指名・報酬等の重要な事項の検討に際しては、独立社外取締役2名から適切な関与・助言を得ることができる体制をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な取引関係の維持や安定化が、当社グループの企業価値向上に資すると判断したため、取引関係継続を目的とし、株式会社北洋銀行の株式を保有しております。当該株式の議決権を行使する際は、当社の企業価値向上に寄与するか、株式を保有する目的と合致するか等の観点から検討を行い、議案の賛否を判断することとしております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引に該当する場合には、法令及び取締役会規則に基づき、取締役会で承認を行うこととしております。また、関連当事者間の取引については、当社「関連当事者取引管理基準」の規定により、当該取引を事前把握するとともに、適切に管理する体制をとっております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに掲載しております「経営理念」及び各期の「決算説明会資料」をご参照ください。

経営理念(<http://www.ce-hd.co.jp/coimage.html>)

経営計画(http://www.ce-hd.co.jp/ir/ir05_shiryoku4.html)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書並びに本報告書「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補の指名に当たっては、経営者にふさわしい豊かな経験や見識を有する人材を選定しております。また、監査等委員である取締役の候補者としては、企業経営や専門分野での豊富な経験と知見を有すること等を求めています。

当社では、これらの資質を有する人物を取締役候補者とし、取締役(監査等委員である取締役を除く)候補は、独立社外取締役を含めた取締役

間での協議、また監査等委員である取締役候補は、監査等委員会と取締役社長との間での意見交換を経た上で、取締役会で審議し決定いたします。

(5)個々の選任・指名についての説明

取締役候補の個々の選任理由につきましては、以下のとおりです。

なお、社外取締役の選任理由については、本報告書「2.1.【取締役関係】」に記載していますので、ご参照ください。

・杉本恵昭

当社の創業者であり、長年にわたり当社代表取締役として経営を牽引しております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、取締役に指名しております。

・松澤好隆

管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社取締役として管理本部長、管理担当を歴任しております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、取締役に指名しております。

・芳賀恵一

金融機関や事業会社での経営及び事業企画に関する経験を有し、当社執行役員経営企画室長を務めております。これらの豊富な経験や見識を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、取締役に指名しております。

・齋藤直和

長年にわたり医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する職務に携わってきました。これらの豊富な経験や見識を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、取締役に指名しております。

・田原 保

長年にわたり医療情報システムに関する職務に携わった後、当社取締役としてシステム担当、新規事業担当を歴任しております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、取締役に指名しております。

・中家章雄

長年にわたり医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく監督機能が期待できることから、取締役に指名しております。

・梁田 真

長年にわたる大手IT企業での職務や経営者の経験もあることから、これらの幅広い経験、見識に基づく監督機能が期待できるため、取締役常勤監査等委員に指名しております。

・名倉一誠

弁護士として法務及び財務に関する知見を有しており、その専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、助言・提言が期待できるため、取締役監査等委員に指名しております。

・吉田周史

公認会計士として財務及び会計に関する知見を有しており、その専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、職務を適切に遂行できると期待できるため、取締役監査等委員に指名しております。

【原則4-1-1.取締役会から経営幹部に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則により、取締役会への報告並びに付議が必要な事項を明確に定めております。また、取締役会の意思決定に基づく職務執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」を定め、取締役に委任するほか、一部の権限を関連部門に委譲しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

監査等委員会設置会社へ移行し、現在独立社外取締役を2名選任しております。

なお、全取締役9名中4名が社外取締役であり、当社の規模・機関設計等を踏まえると、現在のところ取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする必要はないと考えております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断した者を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1.取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名、監査等委員である取締役3名で構成されており、経営全般及び各事業会社の役割・責務を果たすための知識・経験・能力のバランスを考慮したメンバー構成としております。また、監査等委員である取締役は、うち2名が独立社外取締役であり、弁護士や公認会計士等の高い見識を有するメンバーで構成しております。

当社の業態や規模を考慮した場合には、多様性及び規模ともに現在の構成が最適であると考えております。

【補充原則4-11-2.取締役の兼任状況】

当社取締役は、その職務を果たすために十分な時間を確保するよう、他の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲に留めております。また、その兼任の状況は、有価証券報告書により毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施し、その結果を開示することとしております。今年度については、当社ホームページ(http://www.ce-hd.co.jp/ir/ir09_governance.html)に掲載しております。

【補充原則4-14-2.取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役に対しては、社内及び社外研修への参加を要請し、取締役に求められる役割・責務を十分に理解するための機会を提供しております。社外取締役については、その職務を実効的に遂行するために、当社グループの事業内容や財務状況、組織等を十分に説明する場を設けております。また、取締役に対して社内及び社外研修への参加を通じて継続的にトレーニングの機会を提供しております。

[原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主・投資家をはじめとした全てのステークホルダーに対し、有用な情報を正確・公平かつ適時適切に提供し、当社についての理解を深めていただくことで、信頼性の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、IR担当部門を経営企画室とし、社内各部門と連携して対応に当たっております。株主・投資家に対しては、機関投資家向け決算説明会(年1回)や個人投資家向け会社説明会(年数回)を開催するほか、電話取材や個別面談も随時受け付けており、株主・投資家と建設的な対話を促進するよう努めております。また、対話の内容については、取締役役に報告し、情報の共有を図っております。

なお、当社では決算発表日前に沈黙期間を設けるほか、関連規程にてインサイダー情報の漏洩禁止を徹底するなど、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	600,000	8.29
杉本 恵昭	555,400	7.67
MSIP CLIENT SECURITIES	458,900	6.34
株式会社エムティーアイ	428,700	5.92
株式会社光通信	335,800	4.64
みずほ証券株式会社	277,300	3.83
井戸川 静夫	195,300	2.70
会田 研二	192,700	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,000	2.13
日本事務器株式会社	141,600	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中家 章雄	他の会社の出身者													
梁田 真	他の会社の出身者													
名倉 一誠	弁護士													
吉田 周史	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中家 章雄			日本電気株式会社 医療ソリューション事業部長	長年にわたり医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく監督機能が期待できるとの観点から、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。
梁田 真				長年にわたる大手IT企業での職務や経営者の経験もあり、これらの幅広い経験・見識に基づく監督機能を期待できるとの観点から、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。

名倉 一誠		名倉一誠法律事務所 弁護士	弁護士として法務及び財務に関する知見を有しており、その専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。
吉田 周史		吉田周史公認会計士事務所 公認会計士	公認会計士として財務及び会計に関する知見を有しており、その専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門と連携し監査を実施することから、職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会(各監査等委員)、会計監査人、内部監査部門は、四半期ごと定時に、また必要に応じ臨時に、情報・意見交換の場を設け、監査業務にあっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断した者を、候補者として選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2012年11月19日取締役会決議に基づくもの(株式会社シーエスアイ(現 株式会社CEホールディングス)第3回新株予約権)

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 362,000株

(2)新株予約権の行使時の払込金額
287円

当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者を当社役員および当社子会社役員・従業員としている理由

付与対象者の当社グループの企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社の役員および当社子会社の役員・従業員に対し、有償にて本新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役の区分で、それぞれ総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、その個々の具体的な金額を、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社は役員報酬の内規において、役員の基本報酬の決定・改定等の方針を定めております。これらの方針に基づき、1年毎に会社の業績や経営内容・役員各人の成果・責任等を勘案し、役員報酬等の額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く)については、経営企画室がサポートしております。また、監査等委員である社外取締役については、経理財務グループがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、取締役会及び監査等委員会を中心に構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任しております。また、内部監査につきましては、内部監査室を設置し実施しております。

1. 取締役会

取締役会は、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、様々な視点からなる検討と活発な意見交換を踏まえ、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会につきましては、監査等委員である取締役3名にて構成され、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は取締役の職務の執行状況を監査し、監査等委員会において協議並びに決議を行い、必要に応じて取締役会に報告いたします。また、監査等委員である名倉取締役は「企業倫理ヘルプライン」の相談窓口となっており、当社グループ使用人からの各種相談を受け付けております。

3. 会計監査人

会計監査人につきましては、監査法人シドーを会計監査人として選任しております。業務を執行した公認会計士は、監査法人シドー 指定社員 業務執行社員 菅井朗、五百蔵豊の両氏であり、補助者として公認会計士3名、合計5名で会計監査業務に携わっております。

4. 内部監査

内部監査につきましては、内部監査室1名が担当し、内部監査規程に基づき、会計、組織・制度、業務について実施しております。内部監査の結果については、社長及び監査等委員会に報告するとともに必要に応じて改善を指示し、是正措置が講じられる体制となっております。

また、内部監査室、監査等委員会、会計監査人、子会社監査役は、四半期ごと定時に、また必要に応じ臨時に、情報・意見交換の場を設け、監査業務にあたります。

5. 顧問弁護士

顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合、随時専門的な立場からの助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の議決権を持つ監査等委員である取締役の監査により、コーポレート・ガバナンスの充実、取締役会の監査・監督機能の強化、経営の公正性・効率性の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定期限である2週間前より4日以上前に発送しており、今後も早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	12月開催のため、株主の皆様の利便性等に配慮し、忙しい年末の時期と重ならぬよう早期開催に努めております。
その他	招集通知に記載する情報は、招集通知発送前にTDnet及び当社ウェブサイトに掲載しており、今後も早期掲載に努めてまいります。 また、株主総会のビジュアル化のほか、株主懇親会の開催も実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針、情報開示の基準、沈黙期間等を定めたIRポリシーを当社ホームページに公表しております。 http://www.ce-hd.co.jp/ir/ir07_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度個人投資家向け会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算時に機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	機関投資家向け決算説明会資料のほか、四半期決算毎に決算補足説明資料をホームページに掲載しております。 また、機関投資家向け決算説明会の動画配信も実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営企画室が担っております。	
その他	アナリスト・機関投資家等の個別訪問や電話取材を随時受け付けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動憲章、企業行動規範を定め、それらを誠実に実行することで、社会の信頼の獲得と企業価値向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	子会社においては、EMS活動を実施するほか、ISO/IEC27001やプライバシーマーク、ISO9001の認証を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、当社及び当社子会社において、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。
また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、使用人の相談窓口として「企業倫理ヘルプライン」を整備・運用するとともに、内部監査室による定期的な業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に基づき保管・管理するものとし、監査等委員・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。
- c 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理基本規程」をはじめとした各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。
また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、リスク管理統轄機関を中心としたリスク管理体制のもと、的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。
- d 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社の取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。
また、当社及び当社子会社の取締役会決議により改廃される職務権限規程及び職務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。
- e 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、「関係会社管理規程」に基づき、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。
なお、当社の取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。
- f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置することといたします。
- g 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、監査等委員会の職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査等委員会の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査等委員会に相談し、意見を求めることといたします。
- h 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人からの報告を受けております。
また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、並びに社内における問題点を収集・分析し重要と判断した場合には、監査等委員会へ報告することとしております。
- i 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
前号の監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないこととしております。
- j 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととしております。
- k その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会規則に従い、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査等委員会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)に助言・提言・勧告を行うこととしております。
- l 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、当社及び当社子会社においてこれらの社内周知の徹底を図っております。万が一、反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営企画室を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家が適切な投資判断を行ううえで必要な会社情報が、迅速、正確かつ公平に提供されること、すなわち重要な会社情報の適時開示は、流通市場における公正な価格形成を確保し、証券市場の健全な発展を図るために重要であることは勿論、企業の信頼、企業価値の向上のためにも極めて重要であると認識し、下記の通り取り扱っております。

1. 各発生事実(子会社含む)に関する情報

子会社及び当社の業務執行を行う各部門責任者から、代表取締役社長並びに情報取扱責任者(管理担当取締役)に適時報告がなされ、各取締役がその発生を把握・認識次第、タイムリーに開示しております。

2. 四半期決算情報・各決定事実(子会社含む)に関する情報

月1回開催される定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会において、協議・決議などを行った上で、情報取扱責任者(管理担当取締役)の管理のもとタイムリーに開示しております。

また、これらの開示情報に関しましては、監査等委員会による監視や内部監査室による内部監査などにより開示内容や内部統制の状況を把握し、監査体制を整えるとともに、監査法人の会計監査や、顧問弁護士からの助言、アドバイスにより、コーポレート・ガバナンスの充実やリスクマネジメントの向上を図りながら、適時開示体制の充実に取り組んでおります。

加えて、内部情報の漏洩、インサイダー取引防止などの教育にも取り組んでおります。

